

- 「福島県の災害廃棄物等の処理進捗状況についての総点検」(平成25年9月10日)を踏まえ、対策地域内廃棄物処理計画(以下「処理計画」という。)の見直し(平成25年12月26日)を行い、処理計画に基づき災害廃棄物等の処理を実施中。
- 処理計画では、災害廃棄物等(帰還困難区域を含まない)について、11市町村合計で約80万2千トンと推定。
- このうち、帰還の妨げとなる廃棄物の撤去と仮置場への搬入を優先目標として、搬入完了目標を市町村毎に設定。

帰還の妨げとなる廃棄物の仮置場への搬入状況

- 楢葉町、川内村及び大熊町の3町村で、帰還の妨げとなる廃棄物の仮置場への搬入を一通り完了。南相馬市でも目標通り仮置場へ搬入(平成26年3月末)。
- その他の市町村についても、処理計画における搬入完了目標に向けて、対象となる帰還の妨げとなる廃棄物の早期撤去及び仮置場への搬入を実施中。

災害廃棄物等の仮置場への搬入は、平成26年5月末現在、約13万トン完了。種類別の処理の状況は次のとおり。

(1) 津波による災害廃棄物の処理

- 仮置場が整備されたところから順次仮置場へ搬入中。搬入された廃棄物は、重機等により破碎・選別処理を実施。
- 一部地域では、仮置場が整備される前に、集積場所で重機等により現地選別を実施(2市町)。
- 被災車両について所有者の意向を確認中。所有者の意向確認を終えたものから撤去及び処理を実施。



撤去前(平成25年5月)

(2) 被災家屋等の解体撤去

- 被災家屋等解体関連受付・調査を行い、順次被災家屋等の解体撤去を実施中。
- 特に緊急性の高い被災家屋等の解体撤去を7市町村で実施中であり、1市で完了。
- 被災家屋等の解体受付は、5市町村で一通り終えたところ。引き続き、ご要望に応じて対応。
- 解体撤去申請の受付は約2,300件、解体撤去は360件実施済み。



撤去後(平成25年6月)
楢葉町前原地区における
災害廃棄物等の撤去状況

【平成26年5月以降の動き】

- 浪江町の被災家屋等の解体撤去工事を入札公告(5月30日)。
- 南相馬市、楢葉町、川俣町及び川内村における被災建物等の解体に関する調査業務を入札公告(6月9日)。

(3) 家の片付けごみの処理

- 腐敗する廃棄物を優先し、帰還の準備を行う方の希望に応じて家の片付けごみの回収を実施中(8市町村で実施中、1村で一通り実施済)。
- 回収した廃棄物の一部は既設のごみ焼却炉(南相馬市はクリーン原町センター、楢葉町は南部衛生センター)で処理中。

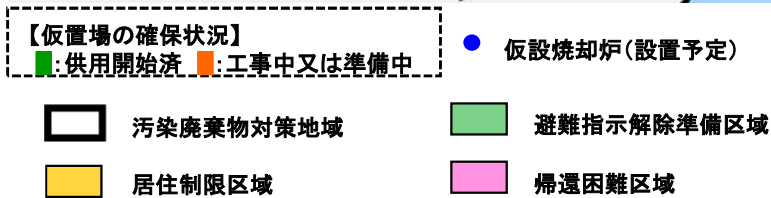
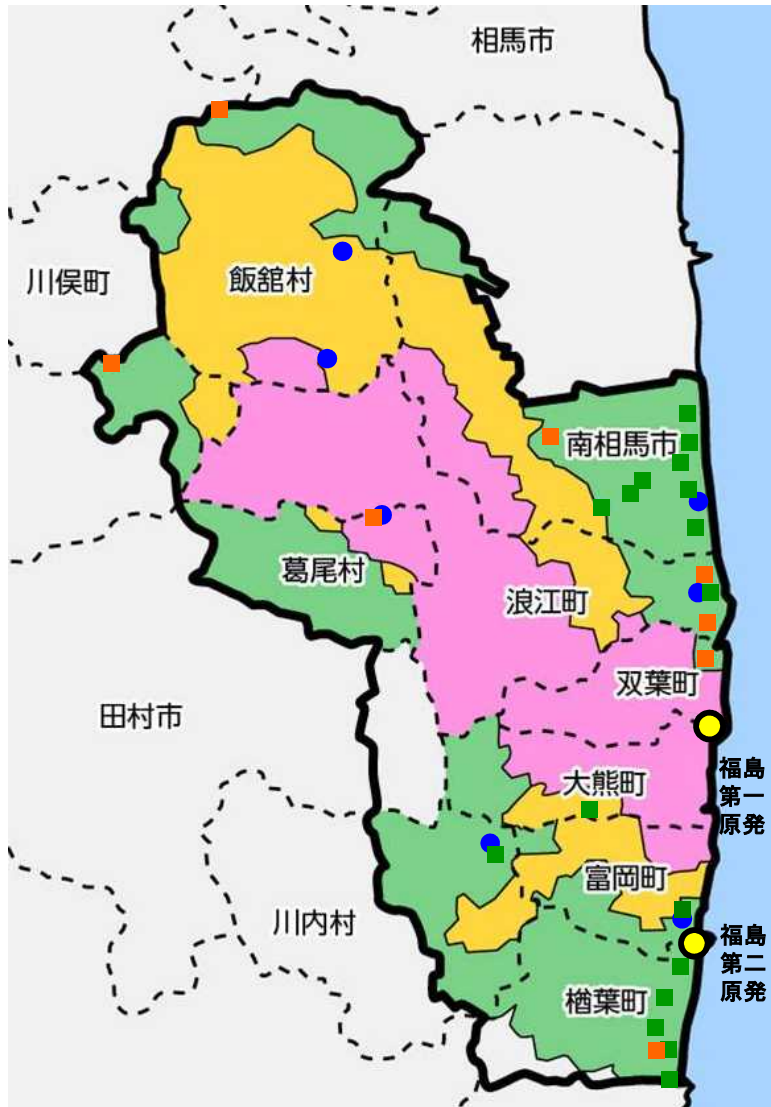
【平成26年5月以降の動き】

- 飯舘村の家の片付けごみ運送業務について契約(6月10日)。



南相馬市岡田地区における被災家屋の
解体状況(平成26年2月)

国直轄による福島県における仮置場と仮設焼却炉の設置状況（平成26年6月27日現在）



(1) 仮置場の確保状況

- 当面必要な仮置場25箇所を確保し、うち、17箇所において供用開始済。
- 残り8箇所については、工事中又は準備中であり、搬入準備が整い次第、順次供用開始予定。
- 仮置場における地下水放射能濃度、粉じん濃度、敷地境界空間線量率についての環境モニタリングデータを公表中。

<http://taisakuchiiki-daiko.env.go.jp/>



富岡町毛萱地区における仮置場整備工事(平成26年4月)

【平成26年5月以降の動き】

- 檜葉町(前原地区)の家屋解体ごみ等仮置場の整備工事を公告(6月9日)。
- 浪江町請戸仮置場整備工事について契約(6月23日)。

(2) 仮設焼却炉の設置状況

- 7市町村において仮設焼却炉の設置を予定しており、うち、5市町村(6施設)において、事業者との契約を終え、建設工事中又は建設準備中。浪江町においては、事業者選定中。

【平成26年5月以降の動き】

- 浪江町の対策地域内廃棄物の減容化処理業務を入札公告(6月4日)。

建設工事中	飯舘村(小宮地区)、川内村
建設手続き・建設工事準備中	南相馬市、富岡町、飯舘村(藤平地区)、葛尾村
事業者選定中	浪江町
地元調整中	檜葉町
処理方針検討中	大熊町、双葉町、川俣町



飯舘村小宮地区における仮設焼却炉の建設状況(平成26年6月)

※田村市については既存の処理施設で処理中。

国直轄による福島県内市町村毎の災害廃棄物等の処理進捗状況(平成26年6月27日現在)

市町村	災害廃棄物等推定量(t)	帰還の妨げとなる廃棄物の仮置場への搬入完了目標	災害廃棄物等の処理状況
南相馬市	260,000	平成25年度 (一部平成26年度にずれ込む見込み)	<ul style="list-style-type: none"> ○災害廃棄物等について、103,000トン(平成26年5月末現在)を仮置場へ搬入済みであり、仮置場にて破碎・選別作業を実施中。 ○被災家屋等の解体撤去申請の受付を一通り終えたところ(約1,400件)。引き続き、ご要望に応じて対応。特に緊急性の高い被災家屋等から優先的に解体撤去を実施中(平成24年6月～)。 ○被災建物等の解体に関する調査業務を入札公告(平成26年6月9日)。 ○家の片付けごみの回収を実施し、クリーン原町センターで処理中。
浪江町	289,000	平成27年度 (家の片付けごみは、平成26年度内の搬入完了を目標)	<ul style="list-style-type: none"> ○現在仮置場について工事準備中であり、災害廃棄物の現地選別等を実施済。 ○浪江町請戸仮置場整備工事について契約(平成26年6月23日)。 ○浪江町の対策地域内廃棄物の減容化処理業務を入札公告(平成26年6月4日)。 ○特に緊急性の高い被災家屋等から優先的に解体撤去を実施中(平成25年9月～)。 ○被災家屋等の解体撤去工事を入札公告(平成26年5月30日)。 ○家の片付けごみの回収を実施中。
双葉町	13,000	平成26年度	<ul style="list-style-type: none"> ○家の片付けごみの回収について地元調整中。
大熊町	3,900	平成25年度	<ul style="list-style-type: none"> ○特に緊急性の高い被災家屋等から優先的に解体撤去を実施中(平成26年2月～)。 ○回収希望のある家の片付けごみの回収を実施中。
富岡町	105,000	平成27年度 (粗大ごみを除く家の片付けごみは、平成26年度内の搬入完了を目標)	<ul style="list-style-type: none"> ○被災家屋等の解体撤去申請を受付中(約200件)であり、特に緊急性の高い被災家屋等から優先的に解体撤去を実施中(平成26年1月～)。 ○家の片付けごみの回収を実施中。
檜葉町	76,000	平成25年度	<ul style="list-style-type: none"> ○災害廃棄物等について、24,000トン(平成26年5月末現在)を仮置場へ搬入済。 ○檜葉町(前原地区)の家屋解体ごみ等仮置場の整備工事を公告(6月9日)。 ○被災家屋等の解体撤去申請の受付を一通り終えたところ(約750件)。引き続き、ご要望に応じて対応。特に緊急性の高い被災家屋等から優先的に解体撤去を実施中(平成26年2月～)。 ○被災建物等の解体に関する調査業務を入札公告(平成26年6月9日)。 ○所有者不明の津波被災車両等について所有者等の確認作業・撤去を実施済(処分の準備中)。 ○回収希望のある家の片付けごみの回収を実施し、南部衛生センターで処理中。

国直轄による福島県内市町村毎の災害廃棄物等の処理進捗状況(平成26年6月27日現在)

市町村	災害廃棄物等推定量(t)	帰還の妨げとなる廃棄物の仮置場への搬入完了目標	災害廃棄物等の処理状況
飯舘村	42,000	平成26年度	<ul style="list-style-type: none"> ○飯舘村の家の片付けごみ運送業務について契約(平成26年6月10日)。 ○特に緊急性の高い被災家屋等から優先的に解体撤去を実施中(平成25年3月～)。
川俣町	3,300	平成26年度	<ul style="list-style-type: none"> ○被災家屋等の解体撤去申請の受付を一通り終え(14件)、特に緊急性の高い被災家屋等から優先的に解体撤去を実施中(平成24年12月～)。 ○被災建物等の解体に関する調査業務を入札公告(平成26年6月9日)。 ○家の片付けごみのうち屋外残置廃棄物を除染事業と併せて回収中。
葛尾村	6,700	平成26年度	○家の片付けごみのうち屋外残置廃棄物を除染事業と併せて回収中。
田村市	2,300	※仮置場は設置しない方針	○被災家屋等(19件)の解体撤去済。
川内村	2,500	平成25年度	<ul style="list-style-type: none"> ○被災家屋等の解体撤去申請の受付一通りを終え(37件)、解体撤去準備中。 ○被災建物等の解体に関する調査業務を入札公告(平成26年6月9日)。 ○家の片付けごみについて一通り回収完了。
合計	802,000		

※1: 災害廃棄物等の推定量は処理計画に基づくもので、津波による災害廃棄物と災害廃棄物処理の一環としての被災家屋等の解体に伴う廃棄物、家の片付けごみが含まれる。帰還困難区域の災害廃棄物等の量は、今後、帰還困難区域における処理方針を踏まえて推定することとし、含めていない。

※2: 家の片付けごみは、帰還準備を行う住民の方の希望に応じて回収を実施しており、帰還の妨げとなる腐敗する生活系ごみを優先的に回収している。

※3: 「帰還の妨げとなる廃棄物」とは、帰還する地域周辺の災害廃棄物、帰還の準備に伴って生じる家の片付けごみ、特に緊急性の高い損壊家屋の解体に伴う廃棄物等。

※4: 推定量や仮置場への搬入済量については、有効数字2桁で四捨五入。但し、10万トン以上の場合は、1,000トン未満を四捨五入。

※5: 仮置場への搬入済量には、仮置場を経由せずに処理された量も含む。